

しんきん法人インターネットバンキングの不正送金被害補償について

当金庫は、平成26年7月の全国銀行協会による申し合わせ（法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方）の主旨を踏まえ、法人のお客さまが契約されているインターネットバンキングの不正利用被害につきまして、下記のとおり被害補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

記

1. 補償対象

しんきん法人インターネットバンキングを契約されている法人を対象とする。

2. 補償金額

1,000万円（一契約者あたり1回限り）

ただし、お客さまの故意・過失等により被害が発生した場合、補償金額を減額または補償しない場合があります。

3. 補償開始日

平成27年5月1日（金）以降のお取引が対象となります。

4. 補償の対象とならない主な場合

- 不正取引発生日の翌日から30日以内に当金庫へ事故の届出がなかった場合
- お客さまが警察への被害届を出さない、補償に必要な書類等を提出しない、または被害調査の協力をしない場合
- 第三者からの指示または脅迫により生じた損害
- お客さまに利用規定違反がある場合
- 基本ソフトやブラウザ等が最新の状態に更新されていない場合
- メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザ等を使用している場合
- セキュリティ対策ソフトを使用していない、または最新の状態に更新していない場合
- 電子証明書方式が導入されていない場合
- パスワード等を定期的に変更していない場合
- 他人に譲渡・貸与または担保等として差し入れられた端末機（パソコン等）を不正使用された場合
- 端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- 端末機（パソコン等）にパスワード等を保存していた場合
- 端末機（パソコン等）本体等にパスワード等を記載したメモを貼付していた場合
- お客様カード等にパスワードを書き記していた場合
- 正当な理由なく、パスワードやお客様カード等を安易に第三者に回答または渡した場合
- 当金庫が注意喚起しているメール型のフィッシング画面に不注意でパスワード等を入力した場合
- 戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱時に生じた損害

【本件に対するお問合せ先】 事務部システム管理課

TEL：0957-22-1775（平日9：00～17：30）